

各位

平成 21 年 5 月 22 日
会社名 日本電産サーボ株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 卓也
(コード番号 6585 東証第 2 部)
問合せ先 取締役執行役員 管理本部長
坂本 博
TEL (0277) 53-8817

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 74 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条（株券の発行）及び第 8 条第 2 項（单元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。
- (2) 薬事法に対応した用語に変更するものであります。（変更案第 2 条）

2 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	定款変更案
第 2 条（目的） 本会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (条文省略) (2) (3) 各種医療用具の製造、販売及び修理 (4) ～ (条文省略) (6)	第 2 条（目的） 本会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (現行どおり) (2) (3) 各種医療機器の製造、販売及び修理 (4) ～ (現行どおり) (6)
<u>第 7 条（株券の発行）</u> <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第 8 条（单元株式数等） 本会社は、1,000 株をもって 1 単元の株式数とする。	第 7 条（单元株式数等） (現行どおり)
<u>2 本会社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式等取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削除)

第 9 条（単元未満株主の権利） 本会社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 （２）株主割当てによる募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 第 10 条（株主名簿管理人） （条文省略） 第 11 条（基準日） 毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 （条文省略） 第 12 条（株式等取扱規則） 本会社の<u>株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式等取扱規則による。</u> 第 13 条（員数） ～ （条文省略） 第 37 条（剰余金の配当決定機関） 第 38 条（剰余金の配当の基準日） 本会社は、毎年 3 月末日又は毎年 9 月末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。 2 （条文省略） 第 39 条（配当金等支払義務の免責） ～ （条文省略） 第 40 条（未払配当金の利息）	第 8 条（単元未満株主の権利） 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 （２）株主割当てによる募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 第 9 条（株主名簿管理人） （現行どおり） 第 10 条（基準日） 毎事業年度末日最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 （現行どおり） 第 11 条（株式取扱規則） 本会社の<u>株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。</u> 第 12 条（員数） ～ （現行どおり） 第 36 条（剰余金の配当決定機関） 第 37 条（剰余金の配当の基準日） 本会社は、毎年 3 月末日又は毎年 9 月末日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。 2 （現行どおり） 第 38 条（配当金等支払義務の免責） ～ （現行どおり） 第 39 条（未払配当金の利息）
--	---

以 上